

令和7年12月定例会 文教委員会の概要

日時 令和7年12月15日（月） 開会 午前10時
閉会 午後 0時13分

場所 第8委員会室

出席委員 高橋稔裕委員長
保谷武副委員長
鈴木まさひろ委員、宮崎吾一委員、松澤正委員、日下部伸三委員、
中屋敷慎一委員、水村篤弘委員、塩野正行委員、八子朋弘委員、
山崎すなお委員

欠席委員 なし

説明者 日吉亨教育長、佐藤卓史副教育長、
小谷野幸也教育総務部長、田中邦典県立学校部長、
依田英樹高校改革統括監兼参事、吉田勇市町村支援部長、
案浦久仁子参事、塩崎豊教育総務部副部長、
飯田徹教育総務部参事兼文化財・博物館課長、
平野雄三総務課長、太田真樹財務課長、小坂達郎教職員課長、
櫻井裕一福利課長、柴崎隆史県立学校人事課長、
森孝博高校教育指導課長、廣川佳之魅力ある高校づくり課長、
我妻卓哉特別支援教育課長、荻原篤大保健体育課長、
無川禎久ICT教育推進課長、松本光司人権教育課長、
出井孝一県立学校部副参事兼魅力ある高校づくり課副課長、
阿部弘之小中学校人事課長、山川喜葉義務教育指導課長、
中澤幹雄教職員採用課長、田中雅人生徒指導課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第122号	令和7年度埼玉県一般会計補正予算(第4号)のうち教育局関係	原案可決
第166号	指定管理者の指定について(埼玉県立長瀬げんきプラザ)	原案可決
第167号	指定管理者の指定について(埼玉県立小川げんきプラザ)	原案可決
第171号	令和7年度埼玉県一般会計補正予算(第5号)のうち教育局関係	原案可決
第174号	学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	原案可決

2 請願

議請番号	件名	結果
議請第1号	2025年度 ゆきとどいた教育をすすめるための請願	不採択
議請第2号	特別支援学校がセンター的機能を発揮し、様々な教育の場が連続的に機能するインクルーシブな教育環境を実現するための埼玉県への要望および国への働きかけについて	不採択

所管事務調査

- 1 身体に障害のある生徒の高校入学について
- 2 児童生徒の自殺防止に向けた取組の強化について

報告事項

教職員の駐車場費用負担について

【付託議案に対する質疑】

鈴木委員

- 1 第122号議案に関連し、快適ハイスクール施設整備が位置付けられている。ここでいう快適性とは、単なる老朽化対策にとどまらず、学習環境の質の向上や特別な配慮を要する生徒への対応なども含まれているのか、その考え方と設計、改修における具体的な姿勢について伺う。
- 2 県立高等学校再編整備で、既存校舎の中間改修、大規模改修が並行して進められている。再編対象校と当面存続する学校等で、改修内容や投資水準の考え方に違いはあるのか、また再編計画との整合性をどのように確保しているのか伺う。

財務課長

- 1 再編整備の対象になる校舎については、大規模改修も再編整備と同時に行なっているところである。大規模改修というのは、建築後おおむね30年を経過した建物について、屋上の防水、外壁の改修、バリアフリー改修、それから設備改修を実施することで、建物の長寿命化を図ろうという視点での工事であり、県立学校の再編整備については、例えば、少人数学習のための可動できる間仕切の設置だとか、多様な学びに対応した教室の整備を主に行う工事である。快適ハイスクール施設整備については、大規模改修を行うまでの中間的な改修とし、屋上防水だとか、外壁、設備の部分改修、バリアフリー改修を行うことで、大規模改修までのつなぎのような役割で、建物の長寿命化を図る工事となっている。なお、今回の再編整備の対象校については、快適ハイスクールも同時に行っているという学校はない。大規模改修と快適ハイスクールの内容だが、バリアフリー改修も実施しており、例えば、特別な配慮が必要な生徒への対応についても、段差の解消だとか、多目的トイレの設置などの改修を行っているところである。
- 2 再編整備との整合性についてである。再編整備と既存校舎の中間改修、大規模改修を並行して行っているところであるが、先ほど申したとおり中間改修、大規模改修は、既存建物の長寿命化を図ることが目的となるので、多様な学びに対応した教室の整備を主に行う再編整備事業とは、改修内容が異なっている。その上で、再編整備の担当課に再編に係る検討状況を確認しながら、再編整備により、閉じる学校への改修を維持修繕など最小限にとどめて、無駄のない工事計画を立ててまいりたいと考えている。

八子委員

- 1 第122号議案の快適ハイスクール施設整備についてだが、今回、債務負担行為の補正の工事終了時において、今後の未整備校はどれぐらい校数があるのか、あるいはもしかしたら、今の答弁からしたら、終わりが無いというか、毎年毎年、校数こそ差はあれど、ずっと常に続いていくものなのか伺う。大規模改修については、その予算で対象となっている校数は何校あるのかとすると、同じく補正が終わった後で、終わった時点で残りどれぐらいなのかとお聞きしたいと思ったが、先ほどと同じ話だが、これについても今後、ある意味でこれで終わりということではなく、毎年毎年対象校が出てくるものなのかということをお伺いしたいと思います。
- 2 第167号議案の小川げんきプラザだが、公募が1団体であったかと思うが、1団体ということはいわゆる競争性が残念ながら働かなかったということになるわけだが、そ

のことについてどのように分析しているのか伺いたいと思う。

- 3 第174号議案について、通勤手当の自動車の使用距離の上限引上げが25キロメートル引上げになっているが、25キロメートルの根拠について伺えればと思う。

財務課長

- 1 大規模改修は築30年経過を目途に行い、以後30年を経過した時点でやっていくものである。快適ハイスクールについても、先ほど指摘いただいたとおり、大規模改修と次の大規模改修の間に、中間改修として15年経過したものを目途として、繰り返しやっていく形となっている。このサイクルで改修工事を行っている。今回の補正予算案で快適ハイスクール施設整備は19校、県立学校大規模改修は15校の債務負担行為の設定を提出させていただいているというところである。快適ハイスクール、それから県立学校大規模改修については、建築後おおむね15年、また、30年を経過した必要な学校において、どちらかの改修工事を実施して、それを回していくという考え方でやっている。

教育総務部副部長

- 2 げんきプラザの公募に当たっては、複数団体の応募があつて競争性が発揮されることが望ましいと考えている。今回、小川げんきプラザの公募に当たっては、県のホームページでの周知はもとより、過去に応募いただいた団体や、指定管理者で構成する民間の団体に対しても周知をして、結果として現地の説明会には、今回指定管理者候補者として提案させていただいた団体以外に5団体に出席いただいたが、申請までには至らなかったという状況である。これらの申請いただけなかった団体に、どういう理由かということの後ほど伺ったところ、大きく二つあった。一つは小川げんきプラザの敷地が非常に広い43ヘクタールほどあるわけだが、ここの広い敷地を十分に管理するための人員の確保が難しかったこと。もう一つ、自然体験活動の指導人材を確保というのが、少し人材不足で難しかったという話があった。これらのことが、公募が1団体にとどまった原因だと分析している。

教職員課長

- 3 通勤手当の自動車の上限距離を25キロメートル引き上げることについての根拠である。本年の県人事委員会の勧告において、民間事業所における通勤手当の支給状況を踏まえて、国に準じて75キロメートルから100キロメートルへ25キロメートルを引き上げることと勧告をされたので、勧告どおり引き上げることとするものである。

八子委員

今の第174号について再度伺いたいが、国はなぜ25キロメートルなのかが分かれば教えてほしい。

教職員課長

国においても、民間事業所の支給状況等を踏まえて、100キロメートルまで引き上げるとしているところである。国に準じて今回改正を行いたいと考えているところである。

中屋敷委員

第167号議案だが、1者しかなかったという部分は説明のとおり、致し方ないところもあると思うが、参考で書かれている委託料のところを拝見すると、およそ5割近く委託

料が上昇しているわけである。それは提案の中で今までこうだったから、もっとこういうふうによくしていくためにどうだ、などというところが全く伝わってこない。我々に情報として与えていただかないと、そうですかと言えないところである。そこは特段のことがあったのであれば、きちんと今説明を頂くといいかと思う。

教育総務部副部長

今回、値上げ幅が非常に大きくなっている。値上げ幅の理由であるが、幾つかある。まず、一つは利用者のサービス向上につながる部分としては、小川げんきプラザにプラネタリウムがあり、一つの特徴になっている。このプラネタリウムの機器の更新が、次の5年間の間にある。機器の更新でプラネタリウムの性能を上げるとか、あるいはプラネタリウムで投影するプログラムを増やす。また、聴覚障害者の方などに向けて、プラネタリウムのプログラムに字幕を付けると、そうした工夫をしている。この辺りのプラネタリウム関係については、資料4の4ページ(4)の選定理由のところにも少し、プラネタリウムの関係の提案ということで書かせていただいたものである。こうしたサービスの充実に直接つながる経費のほかに、近年の物価高騰に伴う維持管理経費の光熱水費等の増加、あるいは賃金上昇に係る人件費の増加等もあり、今回委託料が増額になっているところであるが、一定の妥当性があると考えているところである。

中屋敷委員

もちろんそういった、物価高騰などというのは、もう一つのげんきプラザの案件が、1,000万円程度である。例えば、これがプラネタリウムについて、売りであるということとはよく分かっているし、体験としては非常にいい体験だと思う。そうした中で、プラネタリウムの更新におおむねどれぐらいかかるという話をしてもらった方がいいと思うが、どうか。

教育総務部副部長

プラネタリウムを含めた維持管理の関係で、約800万の増額となっている。残りは人件費等のものになる。

中屋敷委員

要は、プラネタリウムに幾らかかるかということと、それから、それだけ上がっているというところで、人件費だとか、先ほど八子委員の質問のところ、管理とかそういうところが大変だという話があった。そのため、人的なものを増やしているとか、そういったことがあるのか、ないのかというのを知りたくて質問させていただいているが、そこはどうか。

教育総務部副部長

管理の関係の質問だが、人員配置については現在と同様の配置と考えている。人件費の上昇の分については、厚生労働省の調査で大体年間5%前後の賃金改定が行われているという状況も踏まえた提案となっている。

中屋敷委員

先ほどプラネタリウムとあって、それが800万円だということになると、それ以外どうしたのだろうと思う。人数は変わらないという話だと、それは物価上昇の対応のために残りは全部充てているという、もう一つのげんきプラザの話と符合しなくなってしまう。

もう一回説明していただきたい。

教育総務部副部長

約5,000万円の増加の理由で、先ほどプラネタリウム関係を含めて維持管理経費で800万程度という話をさせていただいた。そのほか大きなものとしては、申し上げた人件費の増は内訳としては1,100万円程度である。そのほか、いわゆる一般管理経費という本社経費がある。こちらが1,500万円程度の増加になっている。この1,500万円の増加というのは、大変に大きな額だが、理由としてはこれまでの指定管理の期間においては、事業費の3%程度を一般管理経費として計上しており、今回それを10%の計上に指定管理者としてするということである。この10%という一般管理経費の値上げについては、私どもとしても指定管理者に詳しく聞くなどした上で、ほかの施設、あるいは県内県外含めてだが、3%の一般管理費というのが、今までが低くて、10%程度の施設というのは多くあるということなので、その辺りも非常に金額として大きい、一定程度やむを得ないかという判断をさせていただいた。今回の主な増額理由は、そうしたプラネタリウム等の維持管理経費と、人件費と、一般管理経費の値上げということになっている。説明が不十分で申し訳なかった。

水村委員

- 1 第122号議案の関係だが、県立学校の改修工事等について早期の工事着手による施工時期の平準化及び適正工期の確保を図るとのことだが、学校の授業に影響が出ないような配慮については具体的にどのように考えているのか。今回の補正を組むことによって、こういう計画だったのが、こういうふうになるということの説明をいただきたい。
- 2 第166号議案についてだが、長瀬げんきプラザは青少年の健全育成などを目的とする社会教育施設である。指定管理者の選定理由にある周辺の観光資源を生かした体験活動や冬期におけるキャンプ利用の促進といった提案は、施設の設置目的である青少年の健全育成という、社会教育上の役割をどのように効果的に達成するものと評価したのか聞かせてほしい。
- 3 同じところで、最近、指定管理者候補者の代表取締役が変更になったとお聞きしたが、理由は何か。
- 4 第167号議案、県立小川げんきプラザについて伺う。小川げんきプラザの特色である天文施設を活用した事業は、青少年の理科教育や科学への関心を高める上で重要である。提案された天文に関する事業について、単なるレクリエーションにとどまらず、県内の学校教育における理科や総合学習とどのように連携し、具体的かつ継続的な教育的役割を担っていく計画なのか、県の指導方針と併せて伺う。
- 5 指定管理者候補者は共同体であり、代表法人は県外だが、構成員には県内のアイル・コーポレーション株式会社が含まれている。指定管理が共同体によって行われる場合、代表者と構成員の役割分担と責任体制が重要になる。県内企業の構成員であるアイル・コーポレーション株式会社は、運営全体の中で具体的にどのような役割と責任を担うのか。また、万が一共同体内で問題が発生した場合の代表法人と構成員間の責任分担について、県はどのように監督していくのか、説明をお願いする。

財務課長

- 1 令和7年度中の支出を伴わない債務負担行為、いわゆる、ゼロ債務負担行為により、年度当初から工事の準備を整えることが可能となる。先行して準備ができることになるので、音や振動が出る作業、学校の授業に影響が出るような工事については、できる限

り夏休みに集中して行うという調整が可能である。また、夏休み以外の工事がどうしても必要となってしまった場合は、音や振動が出る作業については、例えば、放課後などの授業時間外に実施し、工事のための停電・断水は土日に行うなど、授業に影響が出ないような配慮をしている。工事の内容によって、多少の違いがあると思うが、債務負担行為を設定しない場合は、2月定例会にて予算を認めていただいた後、5月に入札事務を行い、7月に工事開始、12月中旬に工事が完了というのがおおむねの流れである。今回のような、ゼロ債務負担行為を設定して認めていただいた場合は、今年度の2月から入札事務の準備を行うことができるので、年度当初には契約準備ができて、6月に工事開始、10月下旬に工事が完了ということで、大体2か月程度、工事を早く完了することができるイメージである。

教育総務部副部長

- 2 まず、周辺観光資源を生かした体験活動等と設置目的の関係である。げんきプラザは、自然体験活動や集団宿泊活動などを通じた青少年の健全育成と、県民の生涯学習の振興に資することを目的としているところである。長瀬げんきプラザ周辺には、例えば、荒川とか宝登山というところが観光資源であり、そこでの自然体験活動ができる施設がある。カヌーの体験であるとか、宝登山の近くのお寺に集団で泊まって活動するとか、そうした提案があるので、設置目的に適うものかと判断している。
- 3 指定管理者候補者の代表取締役の変更理由であるが、11月28日付けで、指定管理者候補者である株式会社サンアメニティが、ソシオークホールディングス株式会社という会社の子会社となったことに伴う代表取締役の変更があった。
- 4 小川げんきプラザのプラネタリウムと学校教育の関係であるが、おっしゃるとおり小川げんきプラザの特徴であるプラネタリウムを、県内の学校教育で活用していくというのは大変重要なことだと考えており、今回の指定管理者の計画においても、例えば、林間学校で利用する学校に対して、小学校4年生での理科で月とか星とかに關しての学習をしているものであるもので、そうした学習したことの継続性を持たせたプラネタリウムの投映とか星空観察とかを学校と協議しながら、活動プログラムとして提案するということもある。また、自主事業として小中学生を対象に、プラネタリウムや天体望遠鏡を使ったプログラムの提案ということもしている。県としても、学校教育との連携については、小川げんきプラザの方に指導あるいは助言をしながら、より積極的に進めるよう取り組んでまいりたいと思う。
- 5 共同体の場合の役割分担である。アイル・コーポレーションは、主に小川げんきプラザの施設の維持管理業務を担当するという役割を担っている。また、問題が発生した場合の責任分担等であるが、大変重要な問題であるので、県では申請の際に、株式会社オーエンスとアイル・コーポレーション株式会社との間で責任分担を定めた協定書の締結をさせて、それを申請時に県に提出するよう義務付けているところである。この協定では、例えば、損害賠償を伴うような事案については、責任の原因となった法人が損害賠償責任を負うという原則などを定めているところである。また、事前にはこのような対策をとっているが、今後議決いただき、指定管理業務が開始された場合には、県としても、年4回のモニタリングなどを通じて、両者の役割が適切に分担されて指定管理業務が行われていることなどについては、監督してまいりたいと考えている。

水村委員

第166号議案の関係で、最近子会社化されたということだが、子会社化された背景、理由は何であるのか、そしてそれによって経営方針について変わりはないのか、また、こ

の施設の運営方針について変わりはないのか。経営不安がないのか。その辺をお聞かせいただきたい。

教育総務部副部長

子会社化された背景であるが、ソシオーク株式会社というのは、例えば、学校給食とか、施設の管理とか公共的な事業を多く手掛けているグループ会社であり、そのグループ会社の経営として多角的にやっていくということで、指定管理業務に強みを持つサンアメニティを子会社化したというふうに伺っている。また、子会社化することによって経営方針が変わらないかどうかということであるが、サンアメニティで長瀬げんきプラザの総括をしている取締役の方にも確認をして、長瀬げんきプラザの経営方針というのは変わらないということを確認している。

山崎委員

- 1 第174号議案学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について伺う。
資料5（1）の（ア）の若年層に重点を置きつつ、全ての職員を対象に引き上げるについてだが、若年層に重点を置くことは大切だが、ベテランの力も学校現場では非常に重要である。特に60歳から62歳の定年延長された世代の方、63歳以上の再任用の方も担任を持ったり、若手の教員を指導したりしている。この方たちは今回4.4%引き上げがあると聞いている。しかし、基となる給与が、再任用の方は定年前の6割、定年延長の方たちは60歳のときの7割である。教員不足が深刻な中で、若年層、中堅層が定年まで働きたいと思う、あるいは、もうすぐ定年を迎える方が再任用でも頑張ろうと思えるように、ベテラン層の給与をもっと大胆に引き上げることが必要と考えるが、いかがか。
- 2 同じく、（1）のイの義務教育等教員特別手当について伺う。今回、校務類型に関わる業務の困難性に応じた支給への見直しということで、これまで1.5%を一律支給していた手当を1.0%に引き下げた上で、学級担任に対して手当3,000円を加算するというものである。この手当については、特別支援学校や特別支援学級の担任には付かないと伺っている。そこで質問だが、義務教育等教員特別手当が議決どおりとなると、ざっくりとした総予算は、手当一律削減で幾らマイナス、担任手当加算で幾らぐらい増額となるのか。
- 3 東京都は、この義務教育等教員特別手当を引き下げないで、国が対象としていない高校、特別支援学校、特別支援学級の担任にも担任手当を加算、さらに副担任にも手当を加算すると報じられている。東京都のように独自の対応をしている自治体はほかにあるのか。
- 4 深刻な教員不足の中で、東京都と隣接する本県が一人でも多くの教員に選んでもらうためには、一律手当をあえて下げる必要はないと考えるが、いかがか。

教職員課長

- 1 第174号議案の質問についてお答えする。ベテラン教職員の給与を引き上げるについてであるが、今回の人事委員会の勧告などを踏まえた給与改定によって、再任用職員などについても、月例給や期末勤勉手当の引上げのほか、教職調整額の引上げなどによって、給与改善がなされるものと考えている。例えば、県立学校のフルタイムの再任用職員の教諭については、平均的なモデルケースで、令和7年度の年収では約210,000円の増となる。再任用職員などの給与水準についても、県人事委員会の勧告などを踏まえて、これまで対応してきているところであり、人事委員会の勧告どおり、給与

を改定することが最も適当であると考えているところである。

- 2 義務教育等教員特別手当の見直しによる影響額についてである。一律支給部分を、国の方針のとおり、給料月額額の1.5%から1.0%へ見直した場合の影響額は、令和6年度の実績から試算した場合、義務教育等教員特別手当として年間約7.7億円の減額となる見込みである。また、学級担任への加算に伴う影響額については、国の方針で示されている学級数を基に、令和7年度の学級数から試算した場合、学級担任への加算として年間約5.9億円の増額となる見込みである。
- 3 東京都のように独自に対応している自治体があるのかについてであるが、国の改正を踏まえた教員給与の見直しについては、本県も含めて、全国44団体の人事委員会の勧告などにおいて、言及されているところではあるが、ほかの都道府県における議会への条例案の提出状況等については把握していないところである。
- 4 手当を下げる必要はないと考えるという点についてであるが、本年の県人事委員会の報告において、義務教育等教員特別手当については、国の方針に沿って適切に対応する必要があるとされたところである。国においては、教職調整額の引上げなど給与全体を高めていく中で、職務の程度などを考慮して、学級担任への手当の加算の創設の観点から見直しを行ったと説明をしている。人事委員会の勧告等を最大限尊重することが、県民への説明責任という観点から、最も理解と納得を得られるものだと考えているので、県人事委員会の報告を踏まえて、国の方針に沿って対応してまいりたい。

山崎委員

人事委員会のとおり尊重するというのは、すごく大切なことだと思うが、県民もその方が納得するということも一定程度合理性があると思うが、未配置未補充がすごく進んでいて教員が不足しているという状況では、東京都のように独自の政策を採ることも有効かと思うが、その辺りについて県はどのように考えているか。

教職員課長

東京都のように独自の対応を採るということについてであるが、東京都などほかの都道府県によって財政状況なども異なるものと考えている。県独自に一律支給部分の減額を行わないとした場合、県独自の財政負担が必要となって、大変難しいものと考えている。本県においては、県人事委員会の報告を踏まえて、国の方針どおりに対応をさせていただきたい。

日下部委員

- 1 第122号議案について、各財源を教えてください。
- 2 第171号議案だが、一般財源から10億9,000万円出ているが、これは交付税措置されるのか。
- 3 中屋敷委員の質問で申し訳ないが、長瀬げんきプラザの方は3団体の応募があったので、一応競争原理が働いて委託料がプラス1,000万円ぐらいで、この小川げんきプラザの方は1団体しかなかったから、プラス5,000万円の提案者側の要求をのまざるを得ないという、そういう理解でよろしいか。

財務課長

- 1 快適ハイスクール施設整備、県立学校大規模改修も長寿命化事業に使える、公共施設等適正管理推進事業債という県債を使い、事業全体の経費の90%まで充当することができ、交付税措置も約33%となっている。

2 第171号議案の交付税措置のところであるが、交付税措置される形で対応できる。

教育総務部副部長

3 小川げんきプラザの指定管理の委託料が、かなり高額になっているというところであるが、長瀬げんきプラザと比べると小川げんきプラザは比較的規模が大きくなっていること、また、小川げんきプラザは名栗げんきプラザよりも敷地が広い施設になっており、その名栗げんきプラザの委託料等との比較もして、今回非常に増額、高い委託料となっているが、一定程度妥当性はあるのかと判断させていただいたところである。

日下部委員

第122号議案で、県債が90%でそのうちの33%を交付税措置されるのか、全体の33%か、どちらか。

財務課長

先ほどの答弁だが、一点だけ訂正させていただく。三つの事業があって、交付税措置率が全て33%とお答えしたが、県立学校再編整備事業に係る分については交付税措置率が50%となっている。県債を充当した部分、そのうちの33%、50%が交付税措置されるという考え方である。

塩野委員

日下部委員からの質問で、それでは名栗げんきプラザは幾らなのかいうところだけ確認させていただきたい。

教育総務部副部長

名栗げんきプラザの指定管理料と小川げんきプラザの指定管理料の比較を申し上げる。令和7年度の当初予算ベースであるが、名栗げんきプラザは9,889万円、小川げんきプラザは9,041万円であり、7年度の当初ベースでは800万円ほど名栗げんきプラザが高くなっている。ただ、この先5年間ということだと、小川げんきプラザ1億4,000万円ほどということなので、名栗げんきプラザよりも更に、金額は高くなっているが、この金額の高さについては、繰り返しになるが、今後5年間の人件費の上昇について、厚生労働省の改定率等を見ると年間5%程度の賃金上昇があること。あるいは光熱水費等の物価についても、日銀の指数などを見ると過去5年で33%程度上がっていることなどを見ると、この先5年間一定程度こうした委託にかかる経費が上昇することはあり得ると、私どもとしても考え、提案額について一定の妥当性があると判断したところである。

塩野委員

もっと名栗が高いのかと思ったが、そうでもないという印象である。そうすると今度は名栗がこちらも上げてくれという話になりかねないというのがありますが、要はこの指定管理料の委託についての金額についての評価は、我々からすると前回の金額をベースに比較して妥当性というものを考えざるを得ない状況だが、そこがこれだけ1.5倍以上になっているということになると、やはり、それなりの根拠をしっかりと示していただかないと、納得できない部分が当然出てくる。その意味では指定管理料におけるその金額の妥当性の基準というか、先ほど管理費の話があったが、それが10%が適正なのかどうかということも、ほかの施設と本来ならば突き合わせてみないと何とも言えないところだが、こちらもそれだけの知識もないため、そこについては、これ以上触れられないが、やはり、これは

教育局だけの問題ではなくて、指定管理料の金額の妥当性の基準のようなものをしっかり県としても、我々に示してもらおうというのが筋なのかという印象を持った。逆に言うと今までが少し低過ぎたのかという議論にもなりかねない話である。そういう意味では、申し訳ない話ではあるが、今回これで何とか妥当性というような金額になるのであれば、それはそれで致し方ない部分もあるが、いずれにしても結構金額が上がっているの、先ほどプラネタリウムの運営に関わる何か新しい取組みたいな話も少しあったが、より利用者にとって魅力のある、来てよかったと、また役に立ったという思いを強くしていただけるような努力を指定管理者としても今後も引き続き尽力いただいて、明確にそういった効果を目に見える形で上げていただくように、県としてしっかりと見ていく必要があるのではないかと申し上げる。（意見）

【付託議案に対する討論】

なし

【請願に係る意見（議請第1号関係）】

鈴木委員

議請第1号「2025年度 ゆきとどいた教育を進めるための請願」に対し不採択を求める立場から発言する。教育予算の確保、教職員の増員、就学援助制度等の実施、ICT機器の整備、特別支援学校の整備や増築など、ゆきとどいた教育を進めるため、執行部において必要な取組を推進するとともに、国への働き掛けも行っており、適切な対応が既に実施されていることが認められる。給食費の無償化については、各地域、各学校の実情に応じて、その取扱いにはそれぞれ差があり、財源の確保だけでなく、公平性、柔軟性の観点からも課題があるため、国の検討結果を踏まえて、県としての対応を検討すべきであり、賛成できない。

以上の理由から、議請第1号については不採択とすることが適当であると考えます。

なお、教職員の確保や生活困窮世帯のこどもたちへの教育など、それぞれ重要な教育課題であると考えられるため、執行部においては引き続き必要な措置を講ずるよう申し添える。

山崎委員

請願第1号「2025年度 ゆきとどいた教育を進めるための請願」について採択をお願いしたく意見を述べる。請願者は「ゆきとどいた教育をすすめる教育埼玉署名実行委員会」で、毎年次年度の予算編成を前にして、12月定例会にたくさんの賛同署名を添えて請願をしている。今年度は26,601筆の署名が提出された。

請願趣旨は5点である。「1 教育予算の増額」、「2 30人以下学級の小中高での早期実現」、「3 教職員の増員」、「4 教育費保護者負担軽減のための給食費の無償化のための市町村への補助、県独自の就学援助制度、給付型奨学金制度の拡充及びICT機器の公費負担」、「5 特別支援教育充実のための学校設置促進」である。

本県では、今年度9月1日時点で未配置22件、未補充が152件発生している。教員不足を解決するため、県教育委員会は臨時免許状を授与しており、令和5年度は全国で2番目に多い757件を授与する事態となっている。増加する不登校やいじめ、特別支援教育に対応するためにも、今こそ専門性の高い教職員の増員が必要である。また、物価高騰が続く中、教育費の保護者負担の軽減は、県内子育て世代の切実な願いである。特別支援学校の教室不足過密解消も喫緊の課題である。

いずれも早期に誠実に解決していくことが求められており、各委員の御賛同をお願いし

て意見とする。

八子委員

議請第1号について不採択の立場から発言する。教育予算や教職員を更に拡充していくことについては賛同できるものの、例年ほぼ同様の請願事項について、それらを実現していくためには多額の予算が見込まれ、限られた予算の中で請願事項全てに対応していくことは難しいと考える。

よって本請願については不採択を主張する。

水村委員

私は、議請第1号「2025年度 ゆきとどいた教育を進めるための請願」に対し、不採択の立場から意見を申し上げる。本請願は、国に対し30人以下学級の早期実現、教育予算の増額、給食費無償化、教職員定数の改善等を求めるものである。私たちも、こどもたちが豊かな環境で学ぶ権利を保障し、教職員が健康に教育活動へ専念できる環境を整えることは、県政の最重要課題と認識しており、請願の理念には共感する。しかし、賛同しかねる理由は、主に2点ある。

第一に、深刻な教員不足と施策の整合性である。請願は、全校種での30人以下学級を求めているが、現在本県を含む現場では教員の未配置、未補充が極めて深刻である。現行定数すら満たせない中で、急激に定数を拡大すれば、未配置を更に拡大させ、教育の質の確保を困難にするおそれがある。まずは、働き方改革と処遇改善による成り手不足の解消を優先すべきであり、30人以下学級の早期の導入は現実的ではない。

第二に、財政の持続可能性である。給食無償化やICT整備等の財政措置は、多額の恒久財源を要する。限られた財源の中で、福祉、防災、医療等との均衡を図り、優先順位を見極める責任がある。裏付けが不明確なまま、全ての要望を一律に求めることは、持続可能な財政運営の観点から賛成できない。

以上のとおり、理念は共有しつつも、実現手法と現況を踏まえた実効性の観点から、本請願は不採択とすべきであると考えます。

【請願に係る意見（議請第2号関係）】

鈴木委員

議請第2号「特別支援学校がセンター的機能を発揮し、様々な教育の場が連続的に機能するインクルーシブな教育環境を実現するための埼玉県への要望および国への働きかけについて」に対し、不採択を求める立場から発言する。特別支援学校における教室不足の解消のため、執行部において既に実態の把握及び必要な教育環境の整備を進めており、また、国に対して、特別支援学校の設置に係る財政的支援制度の充実や医療的ケアを実施する看護職員の定数措置等について働き掛けも行っており、適切な対応が実施されていることが認められる。

以上の理由から、請願第2号については不採択とすることが適当であると考えます。

なお、特別支援学校における教育環境の整備や、医療的ケアを実施する看護職員の配置はそれぞれ重要な教育課題であると考えられるため、執行部においては、引き続き必要な措置を講ずるよう申し添える。

山崎委員

請願第2号「特別支援学校がセンター的機能を発揮し、様々な教育の場が連続的に機能するインクルーシブな教育環境を実現するための埼玉県への要望および国への働きかけに

ついて」について、採択をお願いしたく意見を述べる。請願者は「埼玉県の特別支援学校の教室不足を考える会」である。請願趣旨は、「1 特別支援学校の教室不足の正確な実態調査とその対策」、「2 特別支援学校を新設する際の国庫補助の大幅な増額」、「3 看護職員の定数決定と国庫補助の充実」である。

1990年代後半から特別支援学校の学校、教室不足が深刻である。今年3月策定の埼玉県特別支援教育推進計画でも、知的障害特別支援学校2校の新設と和光南特別支援学校の校舎全面改築が発表されたが、在籍する児童生徒の増加に追い付いていない。教室不足と過密化により、通常の学校では考えられない慢性的な学習権侵害とも言える状態に陥っている。また、県内の特別支援学校に在籍する医療的ケア児は、この20年で3倍以上になっている。彼らが安心安全な学校生活を送る上でも、看護職員の定数基準を定めることは重要である。

児童生徒、保護者、教職員のため、一日も早く改善していくことが求められており、各委員の賛同をお願いして意見とする。

八子委員

議請第2号について採択の立場から発言する。社会的に特に弱い立場にある特別支援教育を必要とする児童生徒が増え続ける中、国庫補助を活用し対策を講じていくことは必要不可欠であるとする。また、医療的ケア児とその家族に対する支援も大変重要であるとする。よって、本請願については採択を主張する。

水村委員

私は議請第2号「特別支援学校がセンター的機能を発揮し、様々な教育の場が連続的に機能するインクルーシブな教育環境を実現するための埼玉県への要望および国への働きかけについて」に対し、採択をすべきとの立場から意見を申し上げる。

本請願は、特別支援学校の教室不足と過大、過密化という本県教育の抱える最も深刻な課題を解決するための具体的かつ緊急性の高い提言であるとする。今議会でも我が会派の田並議員からも同様の趣旨の一般質問があった。請願理由に示されたとおり、県立の知的障害特別支援学校の在籍者数は、過去18年間で2.27倍に激増している。その結果、多くの学校で特別教室を普通教室に転用し、一つの教室をつい立てで仕切るなど、学習権の侵害とも言える状態に陥っており、これは一刻の猶予も許されない事態である。県はこれまでも対策を進めてきたが、特に、小中学部の児童生徒数の増加に全く追い付いていない。過大、過密状態にある特別支援学校では、センター的機能を発揮することは困難であり、地域に根差した適正規模の学校をスピード感を持って計画的に建設することが不可欠である。よって、子どもたちの学習権を保障し、インクルーシブな教育環境を実現するため、本請願を採択し、その実現に向け全力を挙げることを主張して、意見とさせていただきます。

【所管事務に関する質問（身体に障害のある生徒の高校入学について）】

松澤委員

- 1 いよいよ受験シーズンを迎え、中学生も学校見学などを終える頃となってきた。知人のお子さんなどに受験する学校は決まったかと、雑談することもある。そのような中、車椅子を利用するなど、身体に障害のある生徒が高校入学を希望する場合、高校側の対応によっては、入学後の学校生活について不安な気持ちになるという声も耳にした。そこで、県立高校ではそういった障害のある生徒の受験に対してどのような配慮をしているのかなどについて質問する。まず、学校説明会に参加した際、学校や担当者によって

説明が異なることがあり、入学後の高校生活に対する不安につながってしまうという声を聞いている。県立高校では、車椅子を利用するなど身体に障害のある生徒にどのような説明をしているのか。また、どうあるべきと考えているのか。

- 2 実際に入學した場合、高校生活において、どのような配慮がなされるのか。
- 3 障害のある生徒、保護者が入学後、どのような支援を受けられるかについて、自分で情報収集するのは大変である。障害がある生徒が安心して高校生活を迎えられるよう必要な情報が、適切に届くようにすることが重要かと思う。その対応はどうしているのか。
- 4 送る側の中学校はどのような進路指導をしているのか。どのような相談という形で応じているのか。

高校教育指導課長

- 1 委員お話し的高校や担当者によって説明が異なり、障害のある生徒が不安を感じたという声を耳にされたとのことだが、大変重く受け止めている。これまで県では、校長会等を通じて、障害のある生徒及びその保護者に対しては、特に状況をよく聞き取り、丁寧な対応を行うよう周知してきた。県立高校では、車椅子を利用する中学生、保護者が見学や相談に訪れた際には、学校選びの段階から、個別に学校生活に関する相談に応じたり、校内でスロープのある移動経路を確認したり、多目的トイレの位置を案内したりするなどしている。しかしながら、丁寧な対応というものについて、県から学校に対して具体的な説明が不十分であったため、学校や担当者によって、話しぶりが異なり、結果として、障害のある受検生に不安な思いを抱かせてしまった可能性もある。今後は、どの県立高校でどの教職員が対応しても、説明に温度差が生じることのないよう、障害のある方に寄り添った対応をするためのガイドラインを県として作成する。それを全ての県立高校に配布し、校長会でも指導をして、親切丁寧な対応について周知徹底してまいる。
- 2 障害のある生徒が入学する場合、高校は中学校と連携して、生徒や保護者とよく話し合い、必要な支援について、まず確認する。県では必要に応じて生活介助支援員という会計年度任用職員を採用できるようにしている。この生活介助支援員の方には、食事だとか、排泄だとか、車椅子での教室移動などの介助を行っていただいている。また、車椅子を利用する生徒がいる県立高校では、生徒や保護者との話し合いを踏まえて、ホームルーム教室を1階にしたり、教室内の座席の位置も出入口に近い場所にしたりするなどの配慮をしている。
- 3 委員お話しのとおり、生徒、保護者が自分で支援の情報を収集することは大変なものと認識している。これまでは、生徒、保護者から入学後の支援について相談やお尋ねがあった際、個別に高校や教育委員会からお答えをしていたところである。今後は、これまで問合せのあった内容を精査し、県立高校が行う支援について分かりやすくまとめ、県内全ての中学校に対して、県から情報提供し、障害のある生徒、保護者の方が求めている情報をお届けできるよう努めてまいる。

財務課長

- 2 実際に入學した場合、高校生活においてどのような配慮がなされるのかについて施設面から答弁させていただく。施設改修等については、学校と連絡調整を密に行い、施設面、物品面からの支援を行っているところである。これまで施設面では、トイレ入り口の自動ドア化の改修、それから階段への手すりの設置など、物品面では、車椅子用の階段昇降機や移動式スロープの整備を行っているところである。

義務教育指導課長

- 4 送り出す側の中学校での進路指導についてお答えする。中学校が生徒の多様な進路希望に応じて、積極的に高等学校の情報収集に努め、生徒、保護者に提供するとともに、充実した3年間の高校生活が送れるように支援していくことは、進路指導をする上で重要なことであると考えている。こうしたことから、特別な配慮を必要とする生徒の進路指導については、本人や保護者の希望を十分に把握して、志願先の管理職と連携を図りながら、施設設備や学校の特色、カリキュラム等の観点を含めて、生徒や保護者が学校選択を総合的に判断できるように支援をしているところである。引き続き、県としても、市町村担当者会議を通じて、特別な配慮を必要とする生徒に対する進路指導の在り方について情報提供して、各学校における丁寧な対応を促してまいる。

松澤委員

2点目の方で、先ほど、生活介助支援員の確保、あるいは施設改修等の部分ということでお話を頂いたところであるが、これは入学した際に、直ちにそういったところが配置されるのか、あるいは改修されるのか、そういった見通しについてはどのように考えているのか。

高校教育指導課長

生活介助支援員については、4月当初に配置できるよう努めている。令和7年度は県立高校6校を対象生徒が、1年生から3年生まで合わせて7名いる。うち6名に対しては、4月当初に配置することができたが、新入生1名に対して、人材の確保に時間がかかり、4月当初の配置が間に合わず、5月からの配置となってしまったケースがあった。生活介助支援員については、一日も早い配置が求められるものであるので、今後より一層、県として動きを早くし、一日でも早く配置できるよう努めてまいる。

財務課長

施設改修についても、入札の工事着手手続などを行う必要があり、時間を要する場合もあるが、学校と速やかに連絡調整を密に行って、早期の対応に努めて進めている。例えば、使用可能な車椅子用の階段昇降機を保有している県立高校は現在5校ある。これらの保有校以外で、階段昇降機の必要性が生じた場合は、学校間の配置転換など融通を利かせて対応した例もある。今後とも、学校と連絡調整を密に行って、障害のある生徒が安心・快適に学び、活動できる環境の整備を進めてまいる。

【所管事務に関する質問（児童生徒の自殺防止に向けた取組の強化について）】

鈴木委員

- 1 本県で昨年度、自殺により亡くなった児童生徒が過去最多の28名となり、前年比の約3倍という大変重い調査結果が示された。自殺の背景は単一ではなく、心理的要因、いじめ、家庭、友人との関係、SNSの一部の影響など複合化、複雑化していると認識している。そこで、教育局として次の点を伺う。児童生徒の自殺の背景はそれぞれ複雑に異なるとしても、教育局では昨年度の急増原因をどのように分析し、早期の対応に生かす考えか。
- 2 教員個人のマンパワーに依存しない体制の強化が不可欠との観点から、各学校でスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーといった専門職、各種支援員などを含めた連携体制をどのように構築しているのか。
- 3 重大な調査結果も踏まえて、従来の体制で十分と言えるのか、課題認識や今後の展望

を伺う。

- 4 自殺予防は危機発生後の対応にとどまらず、日常的な予防教育や心理的安全性の確保が最重要と考える。そこで、予防の観点を各学校がどこまで共通認識として持ち、計画に実践できているのか。
- 5 心の健康に関する教育やSNSトラブル予防、いじめ早期発見、長期欠席者のフォローなど、児童生徒の孤立やリスクを高めないための施策を、学校経営方針レベルで体系化する取組を、県として支援しているのか。
- 6 先生方が予防的視点を身に付ける研修体系は十分であるのか。教育局として今後に向けた具体的な改善方針や強化策について聞かせてほしい。

生徒指導課長

- 1 自殺の急増原因への早期の対応についてである。自殺者数が大きく増加した状況については、極めて憂慮すべき状況と受け止めており、大変危機感を持っている。自殺の要因については、国のこどもの自殺が起きたときの背景調査の指針に基づいて調査を行っているが、自殺の要因の多くは、様々な要因が複合的に関わっているため、特定が困難な事案が多いという現状がある。実際、国の調査結果では、自殺した児童生徒が置かれていた状況について、「不明」が最も多く、本県においても同様の傾向にあるが、一方で、自殺の背景には、健康問題、家庭問題、進路や学業の悩みなどの学校問題、男女問題など様々な要因が複合的に関わっているということは確認できている。県としても、ここはしっかりと調査で確認をしている。特に、中高生は様々な不安やプレッシャーを抱える年代であり、一過性のストレス等から突発的で予兆がない自殺もあり、昨日まで通常どおり登校し、その翌日に突然自死に至るといった事例が複数件あることも近年の特徴としてある。こうしたことが自殺件数の増加の要因として推察されると考えている。こうした背景を踏まえて、こどもが自殺に至ることがないように、再発防止のためにも要因の把握に努めるとともに、自殺の未然防止、早期対応として、まず大事なものは、周りの大人がささいな変化も見逃さず、児童生徒の変化を的確に捉えるために、校内の情報共有や家庭、関係機関と連携していくことが重要であると考えている。
- 2 教員個人のマンパワーに依存しない連携体制の構築についてである。現在、県では、自殺対策として、児童生徒の様子に変化が見られた場合の対応などについて、学校に対して繰り返し通知を発出するとともに、県が作成した生徒指導ハンドブック、これは「I's 2019」というものだが、これにおいて、自殺防止や対応方法を記載し、校内の研修等への活用を促している。このハンドブックでは、個人の対応にとどまることなく、組織として対応することの重要性などについても対応のポイントとしてまとめている。また現在、国において、児童生徒が自殺をほのめかしたり自傷行為をしたりするなど、危険の予兆を捉えた際には、特定の教職員で抱え込むことなく、組織的な対応を行うよう、各学校に校長をリーダーとして、生徒指導担当教諭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの専門職などで構成する校内連携型危機対応チームを組織して、危険度に応じた対応を行うことを推進している。本県においてもこの校内連携型危機対応チームの設置が進むよう、各学校に対して、平常時における危機対応のための体制づくりなど、校内連携型危機対応チームの具体的な役割を明示し、現在学校で把握している心配のある児童生徒について、必要に応じてケース会議を開催することなど、実効的な組織体制を構築するよう働き掛けている。
- 3 現状認識と今後の展望についてである。今回の調査結果については、大変危機感を持っており、より一層取組を充実していくことが必要と認識している。現在自殺の防止対策については、設置を推進している校内連携型危機対応チームについて、これは令和7

年2月から設置を推進しているところであるので、校内連携型危機対応チームの更なる充実を図っていくことが重要と考えている。このチームでは役割として、平常時における危機対応のための体制づくりやマニュアルづくり、個別の事案に対する緊急のケース会議、本人の安全確保と心のケアなどが挙げられている。これらを踏まえて、県としては、各学校に対し、自殺予防に関する取組を年間指導計画に組み入れることや、現在学校で把握している心配のある児童生徒について、必要に応じてケース会議等を開催することなど、具体的な役割を明示し、実効的な組織体制を構築し、自殺防止対策に取り組んでまいらる。

- 4 予防の観点を各学校でどこまで共通認識として持ち、計画的に実践しているかについてである。県では、各学校に対して、先ほど説明させていただいた校内連携型危機対応チームの設置を促して、平常時における危機対応のための体制づくりなどを働き掛けている。令和7年2月に設置するよう通知して、7月末の時点で設置率が県内全公立学校で61.4%となっている。学校では校内連携型危機対応チームが中心となって、自殺予防に関する取組を、年間指導計画を立案して、また県が東京大学大学院名誉教授と連携して取り組んでいる、埼玉県メンタルヘルスリテラシーツール等を活用したSOSの出し方、受け止め方に関する教育の実践など、学校全体の自殺予防に向けて取り組んでいる。今後も各学校における自殺予防教育が計画的に実施できるよう、校内連携型危機対応チームの設置について、県としても、校長会議等で働き掛けながら適切に学校を支援してまいらる。
- 5 学校経営方針レベルで体系化する取組を県として支援しているかということについてである。県では、児童生徒の孤立やリスクを高めないための学校経営方針レベルで体系化する取組の支援策として、繰り返しになるが、県が作成した生徒指導ハンドブックにおいて、インターネットを含めたいじめに関すること、自殺予防に関することなどについて、未然防止や早期発見、早期対応のため、マニュアルに記載し、校内の研修への活用を促している。また、県では不登校についても、総合的な対策をまとめた児童生徒支援ガイドブックを作成し配布して、学校内での研修や管理職による組織的な対応状況の点検に活用することで、長期欠席者のフォロー、不登校を長期化させないための組織的な支援体制の充実に取り組んでいる。こうした体制の充実のため、県としてはスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置して、教職員と連携して相談等を実施するなど、児童生徒が抱える様々な不安や悩みなどに対応できるよう、校内教育相談体制の充実を努めている。
- 6 教員が予防的視点を身に付ける研修体系は十分かという点についてである。県では初任者研修、管理職候補者研修、管理職研修等、様々な研修の段階において、自殺予防に係る日常的な予防教育や心理的安全性の確保に関する研修を行っている。また、毎年度教職員の指導力向上や学校の組織的対応の向上を図ることを目的として、公立学校の生徒指導主任を集めた会議を実施して、そこで各学校、校種に共通する自殺予防等の生徒指導上の諸課題について、事例を基に協議会等を実施している。さらに、先ほど説明させていただいた自殺予防対策を含めて、児童生徒の心の不調を早期発見・早期対応するため、東京大学大学院名誉教授と連携して、学校におけるメンタルヘルスリテラシーツールの向上に向けた教育の実践に取り組んでいる。この取組では、児童生徒が自分の心の不調に早期に気づき、自ら助けを求める力の育成に取り組むとともに、教員が適切な支援をできるよう、資料や動画を活用した教員研修を実施している。

鈴木委員

昨年度の急増原因や早期の対応に関して、答弁の中で、詳細な原因の特定が困難である

ことや不明が最多となることについては、一定の理解がある。一方で、前年比約3倍という急増について、教育局としてリスクの兆候などをより丁寧に整理すべき点があるというように感じている。例えば、長期欠席や不登校との関連であったり、相談履歴の有無、あとは学校が事前に把握していた状況の兆候の有無に関して、こういった横断的な共通項を整理した上で、早期発見につながった点やつながらなかった点といったものを、今後、具体的にどのように対応の改善につなげていくのか、もう一步踏み込んだ答弁をお願いする。

生徒指導課長

委員指摘の点については、例えば、不登校であれば児童生徒理解支援シートといったものを記録して共有する形をとっている。これはプライバシーの関係もあり、必ずしも全学校で共有できていないという課題もあるが、こういったものを共有しながら、例えば、自死に至ってしまった事例については、こういうシートを活用しながらどういうことに活用できたかとか、そういったことを、しっかり検証してまいりたいと、その中で要因の把握についてはしっかり把握していきたいというふうに考えている。また、国において、自殺防止対策として、今後、学校が関係機関と連携して自殺のリスクを抱えた児童生徒の対応を組織的に実施するためのガイドラインを作成することとしている。こうしたガイドラインの作成の動きなども踏まえ、自殺の予防対策、要因の把握等にはしっかりと対応していきたいと考えている。

日下部委員

少し関連で伺いたいのが、その28名の自殺の要因としては、一因にSNSがあるというように考えられるのが何%ぐらいあるか。これをお聞きするのは、この間のオーストラリアで16歳以下のSNSを禁止するという法律が制定されたし、デンマークではもう15歳以下は禁止するということが発表されているし、教員のわいせつのアクションプログラムでも塩野委員から、教室の生徒のSNSを禁止した方がいいのではないかというお話があったと思うが、そのSNSがどのくらい絡んでいるかというのは把握しているか。

生徒指導課長

28件の内容について、詳細に確認をさせていただいているが、SNSが少なからず影響しているというものはあることはあるけれども、実際の要因の把握調査、基本調査を実施した中で、SNSが直接的に起因して自死に至ってしまったという事案については確認できていない。